

事業系ごみとは

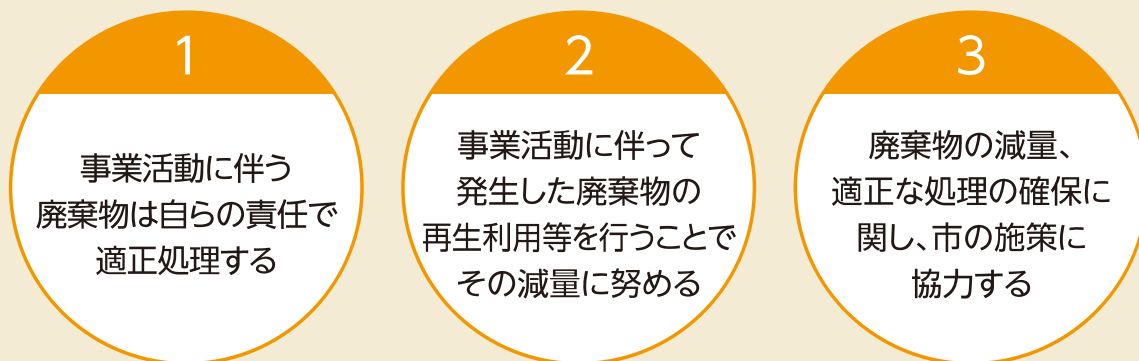
事業活動で発生するごみを「事業系ごみ」と呼んでいます。

事業活動とは…

オフィス、商店、飲食店及び工場その他の営利を目的とする活動だけでなく、官公庁サービス、寺社、福祉事業、農業など、**あらゆる事業活動が含まれます。**

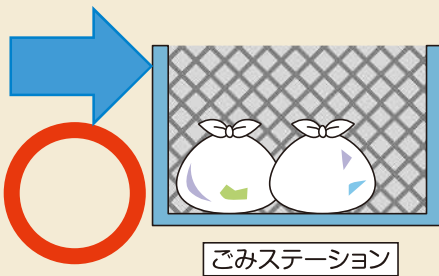
事業者の責務

事業系ごみの処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「豊橋市廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づき、事業者の責務を果たし、適正な処理等を行うことが必要です。



事業系ごみを、ごみステーションに持ち出す、あるいは家庭ごみと偽って市のごみ処理施設へ搬入するなど、事業者の責務を全うしない行為は、**不法投棄に該当し、罰則**が適用される場合もあります。

家庭ごみ



事業系ごみ



■その他の事業者の責務(法・条例に規定されているもの)■

処理基準の遵守	廃棄物の運搬、処分を行う場合は、処理基準に従わなければなりません。
委託基準の順守	自らその廃棄物の運搬、処分をすることができない場合は、委託基準に従って、許可を受けた処理業者に処理を委託しなければなりません。

事業系ごみの処理方法は? 詳細はP8以降へ

ごみの種類ごとに正しく分別し、①民間の廃棄物処理業者へ処理を委託するか、②投入許可を取得し、市の廃棄物処理施設で処理を行う(一部受入れの対象外)方法があります。

